

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
1	経理処理	<p>当社においては、以下の区分にて受託単価を算定することを想定しております。</p> <p>② 官公庁で当該単価の受託実績があること もしくは</p> <p>③ 官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること</p> <p>上記区分において、単価の妥当性を証明するための提出物およびプロセスについて、以下の認識で相違ないかご教示いただけますでしょうか。</p> <p>【提出想定資料】</p> <p>②の場合 官公庁との契約書で受託単価が判るものの写し</p> <p>③の場合 人件費単価表（社内規定等に基づき作成したもの） 民間企業間での契約実績を証する書類</p> <p>当該単価を適用したことが判別できる「見積書」および「契約書（または発注書・請書）」の写し ※上記を「複数件」分</p> <p>【確認のポイント】 上記資料の提出をもって、受託単価の認定要件を満たしているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また③の場合、民間案件の秘匿性により一部（発注元名など）を黒塗りとする場合、審査に影響はありますでしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐縮ですが、ご回答のほど何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>ご認識の整理につきまして、概ね問題ございません。</p> <p>本事業における受託単価の妥当性確認については、単価の算定根拠および実際の受託実績が確認できる資料に加え、本事業で適用する人件費単価（事務局指定様式）をご提出いただき、事務局にて確認させていただき整理となります。</p> <p>具体的には、以下のような根拠資料をご提出いただくことを想定しております。</p> <p>②官公庁で当該単価の受託実績がある場合 ・当該官公庁との契約書、仕様書、見積書等のうち、受託単価が確認できる資料の写し</p> <p>③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績がある場合 ・社内の人件費単価表（社内規程等、単価の算定根拠が分かるもの） ・当該単価で受託した実績が確認できる資料（見積書、契約書、発注書／請書等）の写し ※同様の単価での受託実績について、複数案件分のご提出を想定しております。</p> <p>なお、民間案件の契約資料について、秘匿性の観点から発注元名等の一部情報を黒塗りとする場合は差し支えありません。ただし、契約時期、業務内容、単価等、受託単価の妥当性を確認するために必要な情報が確認できる形でご提出ください。</p> <p>また、提出いただいた資料の内容によっては、単価の妥当性確認のため追加資料の提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>
2	リスクアセスメント	<p>①リスクアセスメント又は危険予知活動の実施</p> <p>・本実証で走行するルートは、令和7年の国交省事業にてリスクアセスメントを既に実施済みのルートですが、総務省事業においても再度実施が必要でしょうか。</p>	<p>過年度実施済みのルートであっても車両、道路環境等の実証条件に変化があるかもしれません。そのため、過年度の実証条件と変化がないこと、同一であることを確認し、その旨を明記した上で、過年度のリスクアセスメント結果を提出してください。</p>
3	経理処理	<p>■「原価証明書」のフォーマットまたは「自社商製品等の振替伝票」のフォーマット</p> <p>・原価計上の際の証憑提示の不備不足により補助金減額のリスクはある場合、証憑書類のフォーマットまたは満たすべき要素を早急にご教示頂きたいです。</p> <p>・利益排除を行う場合、どの程度の粒度の説明資料（計算フロー・内訳等）が求められるか確認したいです。</p> <p>※以前、中間経理検査の会で確認可能と伺いましたが、10月ですと提示証憑に不備がある場合対応が間に合わないため、できれば提案までにご教示頂きたいです。</p>	<p>まず本事業は補助金事業ではございません。請負契約であり、その範疇において、適正な支出を検査を実施するものです。この点について改めてご認識をお願いします。</p> <p>自社商製品等を原価で計上する場合の証憑書類については、特定のフォーマットを一律に指定するものではありませんが、原価であること及び利益が含まれていないことを確認できる資料をご提出いただく必要があります。</p> <p>そのため、以下のような内容が確認できる資料（社内様式を含む）をご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる製品・サービスの内容</li> <li>・原価の算定方法（計算過程）</li> <li>・原価の内訳（例：材料費、労務費、間接費等）</li> <li>・利益が含まれていないことの説明</li> <li>・社内承認等の手続きが確認できる資料（振替伝票等）</li> </ul> <p>利益排除を行う場合には、当該製品・サービスの販売価格ではなく、実際の原価を基礎として計算していることが確認できる資料をご提出いただく必要があります。</p> <p>そのため、計算フローおよび原価の内訳が分かる資料（社内計算書、原価積算資料等）を提示いただくことを想定しております。</p> <p>なお、提出資料の具体的な内容や妥当性については、事務局との事前協議の過程において、個別の計上内容に応じてご相談いただくことを想定しております。</p>
4	経理処理	<p>■原価の定義</p> <p>本事業において「原価」として計上可能な範囲はどこまでを指すかご教示ください。</p> <p>(原価提示が難しい、回線サービス等がある場合)</p>	<p>回線サービスの場合、約款等に基づき一般に提供されている通信サービスについては、料金体系が対外的に公開された一般提供価格であり、本事業向けに特別な価格設定を行うものではないことから、基本サービス部分については約款料金（一般料金）での計上を認める場合があります。</p> <p>一方で、個別のオプションサービス、工事費、サポート費用等の個別に提供される部分については、販売価格ではなく、当該サービス提供に係る原価（利益を含まない費用部分）のみを対象とする整理となります。</p> <p>その他、本事業において自社サービスを計上する場合は、原則として利益を含まない原価ベースでの計上が必要となり、原価である証明する証憑類や、会社としてエンドース説明文書をご提出頂きます。具体的な取扱いについては個別に事務局へご相談ください。</p>
5	経理処理	<p>■約款サービスの扱い</p> <p>約款等に基づき一般に提供されている通信サービスについては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約款料金をそのまま計上可能か</li> <li>・もしくは原価ベースでの計上（利益排除）が必要かどうかの整理になるかご教示ください。</li> </ul>	<p>約款等に基づき一般に提供されている通信サービスについては、料金体系が対外的に公開された一般提供価格であり、本事業向けに特別な価格設定を行うものではないことから、基本サービス部分については約款料金（一般料金）での計上を認める場合があります。</p> <p>一方で、個別のオプションサービス、工事費、サポート費用等の個別に提供される部分については、販売価格ではなく、当該サービス提供に係る原価（利益を含まない費用部分）のみを対象とする整理となります。</p> <p>その他、本事業において自社サービスを計上する場合は、原則として利益を含まない原価ベースでの計上が必要となり、原価である証明する証憑類や、会社としてエンドース説明文書をご提出頂きます。具体的な取扱いについては個別に事務局へご相談ください。</p>

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
6	経理処理	<p>■協力機関による請求</p> <p>本実証では、弊社保有の車両および協力機関である自治体保有の車両を2台使用する予定です。</p> <p>自治体保有の車両を使用する際にかかる「通信費」「電気代」「駐車場代」などは、自治体や振興公社として請求できるのでしょうか。</p>	<p>本事業における経費の計上は、原則として本事業の受託者（代表機関、コンソーシアム構成員）による支出として整理される必要があります。</p> <p>そのため、協力機関（自治体や振興公社等）が保有する車両の使用に関連して発生する通信費、電気代、駐車場代等の経費については、受託者側で必要経費として支出する形で整理することが基本となります。</p> <p>具体的な整理方法（再委託・外注・役務提供等の扱い）については、実施体制や契約関係により異なるため、採択後の実施計画および経理処理の整理の過程において事務局と協議いただくことを想定しております。</p> <p>なお、いずれの場合も、本事業に係る経費として計上するためには、当該実証に必要な経費であることおよび実際の支出内容が確認できる証憑の整理が必要となります。</p>
7	応募	<p>委託費用の上限に関して、複数のユースケースを検証する場合においても委託費額には加味されないということでしょうか。1件当たりの委託費上限額が1.5億円を超える条件等はございますでしょうか</p>	<p>ユースケースの数に関わらず、1件当たりの委託費上限は1.5億円程度となります。委託費上限額である1.5億円で実施できる内容をご提案ください。</p>
8	応募	<p>応募する市区町村が異なっており、実施体制(コンソーシアム加入事業者)が同一の場合、異なる別の提案として別々に応募可能でしょうか</p>	<p>異なる市区町村であれば同一実施体制による複数提案は可能です。ただし、同一な実証内容の複数提案は不可です。</p>
9	実証体制	<p>実証機関に加入する事業者について、本事業の委託費としての請求額が0円の場合でも検証実施にあたっての必要業務(通信技術提供や車両提供等)を担う場合には実証機関への参画は可能でしょうか</p>	<p>公募要領7.1.1 応募者の資格要件を満たす場合は参画可能です。</p>
10	経理処理	<p>■100%子会社へ外注した場合一般管理費</p> <p>コンソーシアムの構成員においては、利益排除（原価のみの計上）が必要なものの、一般管理費（10%または財務諸表から算定した割合のうち低いもの）の計上も認められている認識ですが、構成員の100%子会社へ外注した場合も同様の基準で一般管理費の計上は認められる認識でよいでしょうか</p>	<p>本事業において、一般管理費（10%または財務諸表から算定した割合のうち低いもの）の計上は、コンソーシアム構成員が自ら業務を実施する場合の件数等に対して認められるものとなります。</p> <p>そのため、構成員が100%子会社へ業務を外注する場合には、当該外注費（子会社側）において、一般管理費を別建てで計上することはできません。</p> <p>なお、当該取引がグループ内取引に該当する場合には、経理処理マニュアル（案）1.4節「委託事業における自社調達を行う場合における利益等排除」の考え方も踏まえて整理いただくこととなります。また、子会社に限らず構成員からの再委託・外注等を行う場合は、外注内容、外注を行う合理的理由、外注先選定の合理性、履行能力、そして金額の妥当性を示す説明書類を要します。</p>
11	運行管理者	<p>■運行管理者について</p> <p>・一般的にバス事業では、営業所ごとに数人～十数人の運行管理者が選任されており、シフトや役割で業務分担して実施しているため、特定の1名を指定することは困難と思料しますが、どのように考えればよいでしょうか</p> <p>・運用の実態とは別に、あくまで今回の事業における「代表者」として選任すればよいのでしょうか</p>	<p>本実証に関わる代表者を選定してください。なお、契約後、事故やインシデントが発生した際の緊急連絡先として申請を求めます。また、万が一、事故やインシデントが発生した際には、申請いただいた運行管理者から状況を速やかに報告していただきますので、実証の状況を把握していることが必須となります。</p>
12	応募	<p>■採択後の総額超過の扱い</p> <p>仮に1.4億円で申請し採択された後、実証を進める中で実際の総事業費が超過した場合の扱いを教えてください。</p> <p>・国費としては採択額（1.4億円）が上限となり、超過分（0.1億円）は自己負担でしょうか</p> <p>・実証内容変更等による事業費増額は可能か</p>	<p>申請額を基に審査を行い、支出計画の妥当性等を踏まえて契約額（委託費上限額）を決定します。そのため、申請額どおりが上限額になるとは限りませんが、申請額を上回る額で契約されることはありません。</p> <p>採択後の経費執行は、確定した契約額を上限として、実施計画書に基づき経理処理を行い、検査結果に基づいて実際に要した経費の額と契約額のいずれか低い額で精算されます。したがって、仮に実証を進める中で総事業費が当初想定を上回った場合でも、国費として支払われるのは契約額までであり、超過分が生じる場合は自己負担となります。</p> <p>また、実証内容の変更に伴い実施計画書の変更手続を行うことはあり得ますが、それにより契約額を増額することは想定しておりません。</p>
13	経理処理	<p>■経費内訳変更の可否</p> <p>・総額を変えずに、項目間の振替は可能か</p> <p>・どの程度まで変更申請が必要か</p>	<p>総額を変更しない範囲であっても、経費は実施計画書の積算項目に従って執行するため、項目間の振替を自由に行えるものではありません。費目間の配分変更を含め、実施計画書に記載された内容を変更する場合は、変更申請を提出し、弊社・総務省の承認を得た上で対応することが前提となります。事前連絡や承認待ちを経ずに変更することは厳禁です。</p>
14	再委託	<p>再委託として認められる業務に関して、下記のような業務は再委託として認められますでしょうか。N:M監視実証における遠隔監視システムの提供、通信品質の測定、及び通信品質とコストの評価</p>	<p>再委託に関しては9.2.1において「本業務における企画立案・遂行管理等の業務のうちその本質的な部分、並びに、技術的検討等の実証・調査研究に係る本質的な部分の再委託は認めません。」としております。「N:M監視実証における遠隔監視システムの提供」及び「通信品質とコストの評価」については該当すると考えられますので再委託は認められない可能性がございます。</p>
15	運行管理者	<p>運行管理者の設置は、公道走行の場合には乗客がない場合においても必須ということでしょうか(OJTやテスト走行期間等)。「実証内容の特性から実施することが適当ではないと考えられるもの」とは具体的にどのような状況を想定されておりますでしょうか</p>	<p>OJTやテスト走行期間であっても原則、運行管理者の設置は必須となります。ただし、実証内容の特性を踏まえ、事務局への申請及び承諾のもと、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第4号）の一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項のうち一部について内容の変更又は省略が可能になる場合がございます。</p>

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
16	実証体制	自治体の契約は実証団体のうち、いずれ1社でも締結していれば良いのか。また、その1社は代表機関であることが必須か	公募要領のとおり、原則として地方公共団体を協力機関に含め、その協力が得られることを確認できる協力協定書を提出することが必要です。したがって、実証団体のうちいずれかの機関との間で、当該地方公共団体の協力が確実に担保される内容となっている必要があります。また、その相手方が代表機関であることは必須とはされていませんが、代表機関がコンソーシアム全体の進行管理・対外窓口を担うことから、代表機関が当該協力関係を十分把握し、実施体制上支障がない形としていただく必要があります。
17	経理処理	経費処理マニュアル2.費目ごとの経理処理 2.5工事費、保守費、改造修理費において、工事費に該当するのは「本業務の実施に直接必要な機器などの設置に係る土木工事費～仮設備費その他の経費。その外注費」と記載があります。また、2.12再委託・外注費（ソフトウェア外注費を含む。）には外注費の定義として「他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）」と記載があるため、コンソーシアム構成員⇒コンソーシアム外の業者への工事に係る外注費用は「工事費」として直接経費に計上すると理解して良いでしょうか？	ご認識のとおり、コンソーシアム構成員がコンソーシアム外の事業者へ発注する工事については、「工事費」として直接経費に計上して差し支えありません。 本業務の実施に直接必要な機器等の設置に係る土木工事等を外部事業者に発注する場合、その費用は「工事費」に計上する整理となります。  「再委託・外注費」は、例えば電波測定作業の委託、プログラム作成の委託、シンポジウム開催に係る集客・議事録作成等のように、他の費目に該当しない業務委託に係る経費を計上する区分となります。  なお、当該工事が本業務の実施に直接必要であること、および契約書、発注書、納品・検収、支払関係書類等の証憑を整理いただくことが前提となります。
18	経理処理	人件費単価について、【手法4】受託単価計算を使用したいのですが、受託単価の証明②官公庁で当該単価の受託実績があること（官公庁と直接契約したものに限り）③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があることの証明について、は別案件（官公庁、それ以外の複数案件）において提出している単価証明書の提出を以て申請することよろしいでしょうか？	本事業における受託単価の妥当性確認については、本事業で適用する人件費単価（事務局指定様式）をご提出いただくとともに、当該単価の算定根拠又は受託実績が確認できる資料を添付いただき、事務局にて確認させていただき整理となります。  具体的には、以下のような根拠資料をご提出いただくことを想定しております。 ②官公庁で当該単価の受託実績がある場合 ・当該官公庁と直接契約した案件について、当該単価の受託実績が確認できる資料（例：契約書、仕様書、見積書、内訳資料等の写し） ③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績がある場合 ・当該単価の算定根拠が分かる資料（例：社内の人件費単価表、単価規程、社内規程等） ・当該単価で受託した実績が確認できる資料（例：見積書、契約書、発注書／請書等の写し） ※③は、同様の単価での受託実績について、複数案件分のご提出を想定しております。
19	経理処理	コンソーシアム代表機関から実証実験で利用する遠隔監視システムにおけるネットワークの構築について機器調達及びネットワークの構築作業をコンソーシアム構成員以外のベンダーに外注する予定です。上記外注については、機器調達は10万円以上かつ耐用年数1年以上の場合は設備備品費でそれ未満の場合は消耗品費、NW構築費用は工事費として直接経費に計上し、一般管理費の計算対象としてよいでしょうか？	外部ベンダーがコンソーシアム構成員ではなく、また子会社等の関係会社にも該当しない第三者である場合には、当該発注は通常の外部調達として整理されます。  費用の内容に応じて、以下のように直接経費として計上されます。 ・機器調達費用：取得価格が10万円以上かつ耐用年数1年以上の場合は「設備備品費」、それ未満の場合は「消耗品費」 ・ネットワーク構築作業費用：本業務に直接必要な設備・機器等の設置、配線、据付その他これに付帯する作業に係るものは「工事費」に該当します。工事費には、その外注費も含まれます。  また、設備備品費、消耗品費、工事費として計上される経費は、一般管理費の算定対象となります。これに対し、他の経費項目に含まれない役務委託等を「再委託・外注費」として計上する場合は、一般管理費の算定対象外となります。
20	経理処理	1)工事費、保守費、改造修理費 について、「株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみを対象」と記載がありますが、事前協議はどのタイミングで実施するものになるのでしょうか？ 提案書提出し、採択された後になるか、提案書提出前に計上してよいかを貴社と相談する必要がありますでしょうか？	工事費、保守費、改造修理費に係る事前協議は、採択後、具体的な契約・調達に着手する前に実施いただくものです。提案時点では必要と見込まれる経費として計上いただいて差し支えありませんが、採択・実施計画書確定後であっても、実際に発注・契約を行う前に、別途事前協議・事前承認を受けていただく必要があります。したがって、提案書に記載したことのみをもって計上可否が確定するものではありません。 なお、運用上は、仕様や調達方法の検討が進み、見積条件が固まり始めた段階で、できるだけ早めに事務局へご相談いただく想定です。発注直前では確認に時間を要する場合がありますため、余裕をもって事前協議いただくようお願いします。
21	実証体制	通信技術や検知AI技術などのコアになる企業については、コンソーシアムに含める必要があるか。再委託でも問題ないのか。コンソ内で開発する内容の設計・仕様を定義して、その内容を再委託先において開発いただくという方法でも、再委託とすることは難しいか。	通信技術など本実証の中核となる機能・役割を担う企業については、原則としてコンソーシアムに含めていただく必要があります。 その上で、MRIとコンソーシアムとの契約締結後、外部事業者への再委託を行う場合には、所要の再委託承認手続が必要となります。再委託の内容によっては、承認までに一定の期間を要する可能性があるため、実証スケジュールへの影響に十分ご注意ください。 なお、コンソーシアム内で要件定義・設計・仕様を明確にした上で、その仕様に基づくコーディング作業等を外部に委ねることは、内容次第では再委託として認められる可能性があります。ただし、本質的な部分まで外部に委ねることはできず、また再委託の可否は個別審査となります。再委託を前提とする場合は、提案段階から体制・役割分担を明確にしておいてください。

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
22	実証体制	公募要領に「走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な遠隔型自動運転システムを用いて…」とあるが、当社ではセーフティドライバーやテストドライバーを運転席にしているの、運転責任はドライバーが負うと理解している。そのうえで、遠隔から運転操作を行うことは当社としては想定していないが、その場合も遠隔からの運転操作ができる車両を用いることは要件となるか。	UC3,4は車両制御まで求めるUCですので、テストドライバーを設置した場合であっても、遠隔から制御できる車両を用いていただく必要があります。他のUCについては、遠隔から車両の状況を監視できる車両であれば足りる。
23	公募説明会	3/13公募説明会にて投影いただいたパワーポイント資料は、共有いただくことは可能でしょうか。説明会冒頭に公募要領が正のご説明でしたが、パワーポイント資料の内容が大変分かりやすく、社内での提案検討の際に、公募要領と合わせて参照させていただきたいと考えております。	公募ホームページにて公開しました。
24	応募	■応募様式別紙1【参考】(自動運転の社会実証に関する協力協定書【参考ひな形】)について 応募時に「自動運転の社会実証に関する協力協定書」の提出を必要とする記載がありますが、ご提供いただいたひな形には「全協力機関の署名・押印のうち、それぞれ1通を保有する」と記載があります。 応募期限までに全協力機関の署名・押印が完了していなかった場合、応募書類の不備となりますでしょうか。 署名捺印が間に合わない場合の対応として、応募時点では記名のみ完了した電子ファイルを提出し、三菱総合研究所様と実証機関との契約締結までの間に、署名捺印が完了した協力協定書を速やかに提出する、といった手順でも問題ございませんでしょうか。	応募様式別紙1は参考であり、地方公共団体との調整により、適宜修正することを認めております。一方で、応募時に「自動運転の実証に関する協力協定書」の提出を必要としておりますので応募時において有効な当該文書をご提出ください。
25	実証体制 / 経理処理	自治体は「協力機関」に該当すると理解しました。 ■人件費について 協力機関は従事者登録を行うことはできず、稼働した人件費を経費として計上することは不可という認識で相違ございませんでしょうか。 ■実費について 協力機関において発生した実費があった場合には、従事者登録をしていなかった場合でも経費計上は可能でしょうか。	■人件費について 協力機関については、コンソーシアム構成員とは異なり、業務従事者登録を前提とした人件費計上は想定しておりません。したがって、協力機関における稼働人件費を本事業の経費として計上することは、原則として不可となります。 ■実費について 協力機関に関連して発生する経費については、本事業の実施に直接必要なものであり、かつコンソーシアム構成員において実際に負担していることが確認できる場合に限り、経費計上が認められる可能性があります。なお、協力機関側で負担している費用については、計上対象とはなりませんのでご注意ください。
26	応募	応募書類の提出は自治体ではなく代表団体から三菱総研様に申請する形と理解していますが相違ないでしょうか？ デジタル庁の先行的事業化地域の応募は自治体から申請したので、自治体側が確認を求めています。	各種応募書類は全て代表機関から提出ください。
27	経理処理	・公募要領「契約締結日の翌日から令和9年2月1日までとする。」 ・経理処理マニュアル（案）「原則契約期間中に発注し、かつ支払が完了した経費のみが計上できるものとします。」 2月1日に支払い完了する案件について、支払完了を示す証拠はそれ以降の取得となるがよいのか？	2月1日に支払いが完了する案件において、支払完了を示す証拠の取得日がそれ以降となる場合でも、支払日が令和9年2月1日までであり、かつ検収が同日までに完了している場合には問題ありません。 尚、証拠の取得日が後日となる場合には、最終経理検査時に当該支払が客観的に確認できる資料をご用意いただく必要があります。
28	実証全般	「なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。」の意味は何か？ 総務省、三菱総研は対応できない日か？ 実証団体は稼働しても良いと理解しているがどうか？	履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は総務省及び三菱総研の休日としております。ただし、事故、インシデント等が発生した際に備え、総務省及び三菱総研側も電話、メール等で連絡が取れるように緊急連絡網を整備します。
29	運行管理者	「運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項を準用し、運行管理を行うものとする。」とあるが、一般乗用を考へてる者は、第2条4の定めから甲と相談するということよいか？	実証内容の特性を踏まえ、事務局への申請及び承諾のもと、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項のうち一部について内容の変更又は省略が可能になる場合がございます。
30	実証体制	「乙は、自動運転車両の運行中、遠隔監視室において、車両内外及び走行状況等を遠隔で監視する者（以下「遠隔監視員」という。）を常時選任しなければならない。」とあるが、運行中というものは、事前準備実験は含まないということよいか？ 運行中とは、実証団体が定義する何らかの運行期間と考えればよいか？	「事前準備実験」を運行計画にどのように定義されるかによるため、実施計画書作成の段階における協議事項とします。ただし、自動運転車両を「自動運転モード」で運行する場合は、安全上、遠隔監視室において、車両内外及び走行状況等を遠隔で監視する者を常時選任しなければならないと考えます。
31	実証体制	「6. 乙は、自動運転車両の運行状況等の遠隔監視が可能な設備を有する遠隔監視室を確保しなければならない。なお、本施設を確保する場所は乙が手配するものとし、将来的に運行管理システム等の更新又は変更により、自動運転レベル4への対応が可能なものとする。 7. 乙は、前項の規定による遠隔監視室について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。」 あらかじめ甲の承諾のタイミングはいつか？すでに場所を確保済みである場合、場所確保前の「あらかじめ」は実行できない	採択後、実施計画書を作成いただくこととなりますが、その中に実証内容を記載いただくこととなります。なお、当該実施計画書は、総務省及び株式会社三菱総合研究所からの指示に基づき修正したものと、業務委託契約書（請負）の一部とします。

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
32	実証全般	「1. 乙は、通信システムを活用したレベル4自動運転等の社会実装に関心のある地方公共団体や交通事業者、関係省庁等に対する普及啓発の一環として、原則として現地では対面形式の実証視察会を主催するものとする。 2. 実証視察会の実施方法については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。 3. 乙は、実証視察会のほか、甲又は総務省からイベント又は視察対応の指示があった場合は、原則としてこれに応じるものとする。」とあるが、どれくらいの規模か？（1日、数日？）計画を考える上で影響を受けるための確認	実証視察会の実施時期・方法その他詳細については、株式会社三菱総合研究所との協議の上決定します。（過年度については1～2日の実績ですが、この限りではありません。）
33	応募	課題設定に関し、たとえばP8（3）のN:M監視検証には3項目が設定されているが、これらすべてに仕組み提案、もしくはそのうち最低でも1つに仕組み提案のどちらを想定されているか？なお、別添3のP3ではN:M監視の場合はKPI/KGIの設定は上記3項目すべてに仕組みが必要であるように見受けられる。	公募要領別添2はあくまで実証ユースケースの例であり、通信システム等の活用によりレベル4自動運転サービス等の社会実装を促進する上で不可欠と考えられる例示以外のユースケースを単独、又は、追加して提案することも可としています。（3）はあくまで残された課題を整理したものであり、実証ユースケースとして指定するものではありません。また、別添3についても実証におけるKPI/KGI及び測定・評価項目の例示であり、適切と考えられるKPI/KGIを設定してください。
34	応募	・応募時に別紙1「自動運転の実証に関する協力協定書」の提出を必要とするとのことですが、各構成員からの押印は必須でしょうか。 尚、公募要領には協定書の提出のみが書かれており、押印必須の旨は記載されておりません。協定書のひな形は修正可能とのことですので、「各通に構成員が署名押印の上」に変更を加えて押印なしでの提出可能でしょうか。	No.24の回答をご確認ください。
35	応募	R7年度の実証で締結した協力協定書は有効期間の終わりを明示しておりませんでした。R8年度実証に応募するに当たり、R7年度の協力機関と構成員が同じである為、R7年度実証で締結した協力機関協定書を提出することとしたいのですが問題ないでしょうか（構成員同意済）	協力協定書の内容をご確認頂き、機関や協力内容等、本業務において有効であればその締結日については問いません。
36	応募	上限採択1.5億円というのは消費税込の金額でしょうか。	公募要領6章に記載の通り「1件あたり上限1.5億円程度（税込）」になります。
37	経理処理	「本業務以外の委託事業又は補助金事業（公募中のものを含む。以下同じ）と、本業務における経費は明確に区分してください。」とありますが、対象者の工数算出時に1日単位で区分するのか、時間単位で区分しても良いか、ご教示ください。	工数の区分については、実際の業務従事実態と整合している場合には、1日単位・時間単位のいずれの方法でも差し支えありません。 本事業における人件費は、実際の業務従事実態に基づき適切に按分・計上する必要があるため、実際にどの業務に従事したかを踏まえ、適切に区分してください。 なお、いずれの方法による場合でも、以下の点にご留意ください。  ・業務日誌等により、従事内容および時間の内訳が確認できること ・同一時間帯の重複計上がないこと ・他事業との整合性が取れていること ・業務内容や作業状況（必要に応じて作業場所等）と整合していること
38	応募	国土交通省の令和8年度自動運転社会実装推進事業に応募予定ですが、現在時点（3/18時点）で公募は開始されておりません。公募要領中に「本業務及び本業務以外の委託事業又は補助金事業との役割分担を記載してください。」とありますが、このまま上記国土交通省事業の公募が開始されない場合は、役割分担の記載は不要となるのでしょうか。	本業務以外の委託事業又は補助金事業について今後見込まれるものがある場合、その旨を記載の上、採択された場合と採択されなかった場合の2パターンについて役割分担を記載ください。
39	経理処理	実証期間中に自家用登録（白ナンバー）から事業用登録（緑ナンバー）に変更を計画しています。なお、事業用期間中はグループ会社に運行を委託する計画ですが、当事業での実証走行は当社が走行を行う予定です。自家用期間中でも運行管理者の配置が必要な場合、当該事業に係る工数を明確に記録させることで、通常のバス運行業務と兼務としたいと考えているがよいか。また、兼務する場合は、その人件費を経費として算入してよいか。	本業務においては事故発生の際の影響を勘案し、自家用期間中でも運行管理者の配置が必須としています。 また、通常のバス運行業務と兼務することは問題ありませんが、本事業における人件費は実際の業務従事実態に基づき適切に按分・計上する必要があるため、実際にどの業務に従事したかを踏まえ、適切に区分してください。 なお、いずれの方法による場合でも、以下の点にご留意ください。  ・業務日誌等により、従事内容および時間の内訳が確認できること ・同一時間帯の重複計上がないこと ・他事業との整合性が取れていること ・業務内容や作業状況（必要に応じて作業場所等）と整合していること
40	実証体制	構成員の個別の事由により、本委託業務を完了できない場合は、連帯してその他の構成員が責任を負うこととなっておりますが、各構成員の業務内容、役割が大きく異なります。そのため、連帯して責任を負うことは現実的ではないため、当該構成員が責任を負う形に変更してもよろしいでしょうか。	【参考】〇〇〇実証機関協定書（例）は参考であり、適宜修正することを認めております。一方で、公募要領において「参加機関のうちいずれかが実証途中において破産又は解散した場合においては、残りの参加機関が共同連帯して当該参加機関の業務を実施すること」を求めていますのでご注意ください。実証途中での参加機関の破産又は解散を防ぐため、コンソーシアムを構成する際、代表機関は参加企業の経営計画、財務状況、人身体制等を確認し、実施可能性を判断してください。なお、総務省及び株式会社三菱総合研究所において、実証の継続が困難と判断した場合には、採択を取り消す場合があります。

質問に対する回答（令和8年度 総務省地域社会DX推進パッケージ事業・自動運転レベル4 検証タイプ）

No	カテゴリ	質問内容	回答
41	経理処理	<p>運行経費等については、本事業にのみ従事する人員配置を行う予定ではないため、本事業に伴う人件費のみを明確に区分して経理し、かつ証拠書類を提出することは困難です。この場合、どのような方法で経理すればよろしいでしょうか。</p>	<p>人件費は、「人件費の時間単価」に本業務に従事した「従事時間（作業時間数）」を乗じて算出します。本事業にのみ従事する人員配置でない場合であっても、本事業に係る「従事時間」を区分して管理する必要があります。</p> <p>「従事時間」については業務日誌を作成し、記録を行ってください。詳細は「経理処理マニュアル」14頁を確認ください。</p>
42	実証体制	<p>「レベル4 自動運転サービスの提供が見込まれる事業者を必ず含むこと。」とありますが、商流として、コンソーシアムの構成員の外注先にレベル4自動運転サービスの提供が見込まれる事業者を置いた場合、本要件を満たすでしょうか？</p>	<p>コンソーシアムは実証機関と協力機関から構成されるものであり、コンソーシアムの実証機関にレベル4 自動運転サービスの提供が見込まれる事業者を必ず含むことを求めています。</p>
43	経理処理	<p>国土交通省道路局「路車協調システムを活用した自動運転サービス実証支援事業」に採択された場合、本事業のユースケースの一つとして位置付けて実証を実施することは可能でしょうか。（国土交通省道路局事業で調達した路車協調設備を、本事業で活用することは可能でしょうか。）なお、費用に関しては国土交通省道路局の事業で実施するため、本事業と重複することがない前提となります。</p>	<p>本業務以外の委託事業又は補助金事業若しくは交付金事業の採択が本業務の実施の前提となることが見込まれる提案は無効としています。一方ですでに採択された本業務以外の委託事業又は補助金事業において取得した財産を本業務に利用しようとする場合には、委託事業にあつては当該事業の契約その他により定められた財産の管理方法の条件等、補助金事業にあつては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定及び交付決定時に付された条件等に反しない範囲で活用可能です。</p> <p>なお、上記の場合、本事業と道路局事業の経費及び役割（新たに検証する要素等）は明確に区分されていることが前提となります。用途が同一の経費が両事業に含まれる場合、提案全体が無効となり得ます。また、両事業の役割分担の記載が不十分又は不正確な提案も無効となります。</p>
44	実証全般	<p>【応募者（採択された者）及び株式会社三菱総合研究所による対応】について、「都道府県公安委員会からの許可取得、V2N環境の構築、実証の実施：令和8年5月上旬～12月中旬」とありますが、現時点で弊コンソでは実証期間を1月下旬までと想定しています。実証期間について、12月中旬を過ぎ、1月下旬までとする相談は可能でしょうか。</p>	<p>ここに記載の期間はあくまで予定となりますのでご相談可能です。一方で契約期間が令和9年2月1日までとなること、また経費については契約期間中に発注しかつ支払が完了した経費のみが計上できるものが対象となること、最終報告会が令和9年2月に予定されていることはご留意ください。</p>